

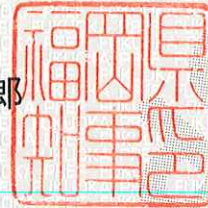
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県京都郡苅田町港町30番地の7

氏名 株式会社河本商事  
代表取締役 河本 啓次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3年 8月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 7月 31日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）
- 中間処理（破碎（移動式を含む。））：ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）、がれき類 以上2品目
- 中間処理（破碎）：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず 以上4品目
- 中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上7品目
- 中間処理（脱水）：汚泥（無機性に限る。） 以上1品目
- 中間処理（造粒固化）：汚泥（無機性に限る。） 以上1品目
- 以下余白
2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）
- 破碎施設（移動式兼用）：取扱品目 ガラスくず等、がれき類  
設置場所 福岡県京都郡苅田町港町30番7  
設置年月日 平成10年8月20日  
処理能力 ガラスくず等 611t/日（8時間）  
がれき類 916t/日（8時間）
- 破碎施設：取扱品目 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず  
設置場所 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目4番15  
設置年月日 令和元年10月4日  
処理能力 （80mmスクリーン使用）  
廃プラスチック類 1. 88t/日（8時間）  
紙くず 1. 29t/日（8時間）  
木くず 2. 47t/日（8時間）  
繊維くず 3. 06t/日（8時間）

（以下裏面記載）

選別施設：設置場所 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目4番15

設置年月日 令和元年10月4日

処理能力 9 t/日(8時間)

脱水施設：設置場所 福岡県京都郡苅田町港町30番7

設置年月日 平成26年10月1日

処理能力 9.6 m<sup>3</sup>/日(8時間)

造粒固化施設：設置場所 福岡県京都郡苅田町長浜町5番20

設置年月日 平成28年3月22日

処理能力 304 m<sup>3</sup>/日(8時間)

以下余白

### 3. 許可の条件

- (1) 移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。
- (2) 破碎施設については、80mm以下のスクリーンを使用すること。
- (3) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は16 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (4) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず等)の保管数量はそれぞれ6 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (5) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ふるい下残さ)の保管数量は4 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (6) 造粒固化処理については、処理後物が次の基準に適合するよう処理すること。
  - ・ 土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

以下余白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年10月28日 変更許可により中間処理(破碎(移動式))を中間処理(破碎(移動式を含む。))に変更

平成13年 8月 1日 更新許可

平成18年 8月 1日 更新許可

平成19年 2月27日 変更許可により中間処理(選別)の追加及び中間処理(破碎)に係る取扱品目(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず)の追加

平成21年 7月14日 変更許可により中間処理(破碎(移動式を含む。))に係る取扱品目(ガラスくず等)の追加

平成23年 8月 1日 更新許可

平成27年 3月11日 変更許可により中間処理(脱水)の追加

平成28年 7月22日 変更許可により中間処理(造粒固化)の追加

平成28年 8月 1日 更新許可

令和 3年 8月 1日 更新許可

以下余白

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無